# 高知大学国際連携推進委員会規則

（令和４年10月３日
規則第　51　号）

最終改正　令和７年３月27日規則第113号

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人高知大学国際・地域連携推進機構規則第５条の２第２項の規定に基づき、高知大学国際連携推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1)　国際交流及び国際交流企画に関する事項

(2)　国際交流活動の評価に関する事項

(3)　国際交流協定に関する事項

(4)　その他全学的な国際連携の推進に関して必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　副学長（国際連携担当）

(2)　グローバル教育支援センター長

(3)　総合研究センター長

(4)　次世代地域創造センター長

(5)　各学部、黒潮圏総合科学専攻及びセンター連絡調整会議から選出された教員　各１人

(6)　研究国際部長

(7)　その他委員長が必要と認めた者

（任期）

第４条　前条第５号及び第７号の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、副学長（国際連携担当）をもって充てる。

２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

（議事）

第６条　委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、第３条第２号から第６号までの委員に支障があるときは、当該委員が指名した者が、代理出席することができる。

２　議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第７条　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務）

第８条　委員会の事務は、研究国際部地域連携課において処理する。

（雑則）

第９条　委員会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

２　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規則は、令和４年10月３日から施行し、令和４年10月１日から適用する。

２　この規則の施行後、最初に選出される第３条第５号及び第７号に定める委員の任期は、第４条の規定にかかわらず、令和６年３月31日までとする。

附　則（令和６年３月25日規則第77号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月27日規則第113号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。